

様式第3（第4条関係）

半 総 第 136 号
平成15年10月10日

（請求者）

榊 原 悟 志 殿

（実施機関）

半 田 市 長 榊 原 伊



半田市情報公開可否決定通知書

あなたから請求のあった情報の閲覧等につきましては、半田市情報公開条例第9条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 請求のあった情報

受付年月日 平成15年10月8日（郵送受付日）

情 報 成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書

- ・ 審判の請求手続等の詳細（被後見人等対象者の決定基準等を含む）を定めた要綱、内規等
- ・ 審判請求及び成年後見制度活用に係る平成15年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書
- ・ 平成12年度から平成14年度の各年度ごとの、審判請求実績（件数及び費用）を記した文書

2 可否の決定内容

文書不存在のため公開できません。

3 指定期日及び場所

指定期日 _____
場 所 _____

4 否とした場合の理由

請求のあった文書については、別紙の理由により存在しないため。

5 備 考

上記の決定について不服申立てがある場合は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当該申し立てをすることができます。

ご請求の文書が存在しない状況の説明

(要綱、内規等について)

市長による審判の請求は、

- ①動機として、介護保険等の契約が必要とされる場合
- ②申立人の状況として、四親等内の親族がいないかいても申し立てを拒否している場合

のいずれにも該当するときに想定しています。

これまでに審判を請求した事例は、当市においてはありますが、上記の①、②の状況を勘案し、家庭裁判所とも連絡をとりながら対応する予定であり、一律の基準を設けておりません。

(平成15年度予算の詳細について)

市長により審判の請求をした場合でも、被後見人等対象者に経済的な負担能力があり、市費は不要であることも考えられ、予算措置はせず予算を必要とした場合には、予算の流用等で対応する予定をしています。

したがって、想定件数等はありません。

(平成12年度から平成14年度の実績について)

ありません。